2026.12.1

北上市随意契約見積者心得

（趣旨）

第１条　この心得は、北上市が行う随意契約の場合における見積書の徴収その他取り扱いについて、見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（見積りの基本的事項）

第２条　見積者は、市の見積依頼書その他見積依頼（以下「見積依頼」という。）並びに設計図書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、見積りしなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、質問書を提出し回答を求めることができる。

２　設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、契約の相手方となった者は、それを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

（見積り等）

第３条　見積者は、見積書を作成し、押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。この場合において、見積書の様式を市が指定したときは、当該様式による見積書を作成すること。

２　見積書には次の事項を記載しなければならない。ただし、見積依頼で別途指示した場合においては、その指示するところによる。

(1)　頭書に見積書である旨

(2)　件名

(3)　見積年月日

(4)　見積金額

(5)　見積者所在地

(6)　見積者氏名（法人にあっては、商号及び代表者職氏名）

(7)　北上市随意契約見積者心得を承諾し見積りする旨

３　見積りは、総価により行わなければならない。ただし、見積依頼において、単価若しくは月額によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

４　見積書に記載する金額は、アラビア数字で表示し、金額の頭には「￥」記号を記入するか、代表者印鑑（代理人による見積りについては、代理人使用印鑑）を押印するものとする。

５　契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の１００分の10に相当する額を加算した金額（単価契約とする場合を除き、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、

見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載するものとする。

６　前２項によらない記載方法を用いる場合は、見積依頼において指示するところによる。

（見積書の提出方法）

第４条　見積書は、件名を記載した封筒に入れ、封印して提出すること。

２　見積書は、契約担当者等に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９号に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で送付するものとする。

３　前項において持参以外の方法による場合は、二重の封筒とし、表封筒に「見積書在中」と朱書きし、担当課あてに提出すること。

（見積りの辞退）

第５条　見積者は、見積書提出期限まで、いつでも見積りを辞退することができる。

２　見積辞退書の提出方法は、前条第２項の方法を準用する。

３　見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積りの確保）

第６条　見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　見積者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

４　見積者は、見積り前に他の見積者をさぐる行為をしてはならない。

（見積書の書換等の禁止）

第７条　見積者は､その提出した見積書の書換､引換又は撤回をすることができない。

（見積りの無効）

第８条　次の各号のいずれかに該当する見積り又は明らかに連合によると認められる見積りは、これを無効とする。

(1)　市の見積依頼を受けた見積者以外の者がした見積り

(2)　指定した日時、場所に提出されなかった見積り

(3)　見積書の記載事項が不明なもの又は見積書に記名若しくは押印のないもの

(4)　他人の代理を兼ね又は２人以上の代理をしたものに係る見積り

(5)　見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(6)　同一の見積書に２件以上の見積事項を連記したもの。ただし、１件の見積依頼において複数件の見積りを指示した場合を除く。
(7)　設計図書等にない条件を付した見積り
(8)　見積りに関し不正の行為があった者の見積り
(9)　前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

（契約の相手方の決定）

第９条　予定価格以下の価格で見積りした者のうちから契約の目的に応じ最も適正と認めたものを契約の相手方とする。

（再度見積り）

第10条　提出した見積書に予定価格を満たすものがないときは、必要に応じ再度見積りを行わせることができる。

２　再度見積りに参加することができる者は､その前回の見積りに参加した者のうち、第８条の規定により無効とされなかったものに限る。

（くじによる契約の相手方の決定）

第11条　契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が２人以上あるときは、市が指定する日時及び場所において、当該見積者にくじを引かせ契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積者はくじを引くことを辞退できない。

２　前項の場合において、くじ引きに参加できない者があるときは、これに代わって当該見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（見積結果の通知）

第12条　見積結果については、契約の相手方以外には特に通知しないものとする。ただし、問い合わせのあったものについては応じる。

（契約書等の提出）

第13条　契約書の作成を要する場合おいては、契約の相手方は、市から契約書が交付された日から起算して７日以内に、契約書に記名押印の上、契約担当者に提出しなければならない。ただし、市の承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

２　市は、契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、１部を契約の相手方に返付する。

３　契約の相手方が第１項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

（契約保証金）

第14条　契約の相手方は、契約金額（単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額、月額による契約においては、契約金額に総月数を乗じて得た額とする。）の１００分の10以上の契約保証金を、契約書提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としな

い。

(1)　契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3)　過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。ただし、工事請負契約の締結については、この限りでない。

(4)　契約金額が200万円以下となるとき。

(5)　契約保証金を納付させることが適当でないと市が認めたとき。

（契約保証金に代わる担保等）

第15条　前条の規定による契約保証金の納付は、規則第25条第１項各号に掲げる担保の提供によりこれに代えることができる。

（履行保証保険証券の提出）

第16条　契約の相手方は、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

２　落札者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

（契約保証金の納付方法）

第17条　契約保証金は、市の発行する納付書により、契約書提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。